

岐阜県公報

目次

訓令 甲

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

ページ

号外(二) 平成二十九年十二月二十八日

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十二号

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程(昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三海外戦略推進課の表一の項部長専決事項の欄第一号中「通訳案内士」を「全国通訳案内士」に改め、同欄第二号中「第二十五条第一項及び第二十六条」を「第二十五条」に、「通訳案内士の登録の抹消」を「全国通訳案内士の登録の取消し等」に改め、同欄第三号中「第三十三条第一項の規定による処分及び同条第二項の公開の聴聞の実施」を「第二十六条の規定による全国通訳案内士の登録の消除」に改める。
別表第三検査監督課の表に次のように加える。

<p>三 民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 (平成二十八年)</p>			<p>1 法及び省令の施行に関する事務(農業協同組合法第十条第一項第三号に掲げる事業を行う農業協同組合に係るものに限</p>
---	--	--	--

<p>法律第百一号。 以下この項中「法」といつ。）及び民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律施行規則（平成二十九年省令第二号。以下この項中「省令」といつ。）の施行事務</p>			る。）
---	--	--	-----

別表第三住宅課の表七の項中「いつ。）」の下に「及び住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成二十九年省令第六十三号。以下この項中「省令」といつ。）」を加え、同項課長専決事項の欄第一号中「法」の下に「及び省令」を加える。

附 則

この訓令中別表第三海外戦略推進課の表の改正規定は平成三十年一月四日から、別表第三検査監督課の表に一項を加える改正規定は平成三十年一月一日から、別表第三住宅課の表の改正規定は平成二十九年十二月二十八日から施行する。

平成二十九年十二月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編 集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社